

水質管理目標設定項目説明資料

平成15年10月10日 厚生労働省健康局長通知、令和7年6月30日改正、令和8年4月1日施行

NO	項目	目標値	区分	説明	主な用途
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下 (アンチモンとして)	無機物質 重金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがある。	活字、ペアリング電極、半導体材料
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下 (ウランとして、暫定)	無機物質 重金属	主に地質に由来し地下水などで検出されることがあり、天然に存在する主要な放射性物質の一つである。	原子力発電用核燃料
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下 (ニッケルとして)	無機物質 重金属	鉱山排水や工場排水などの混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがある。	合金、メッキ類、バッテリー
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機 化学物質	殺虫剤、有機溶剤として使用される有機化学物質である。	塩化ビニル原料
8	トルエン	0.4mg/L以下	一般有機 化学物質	染料、有機顔料などの原料で、代表的な有機溶剤として、シンナー、接着剤などに広く使用されている。	香料、火薬、ベンゼン原料
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	一般有機 化学物質	プラスチックの添加剤(可塑剤)などとして使用される有機化学物質である。	化粧品、印刷物類の溶剤
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	消毒剤の使用に伴って処理水中に残留するおそれがある。次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物である。	漂白剤
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤	浄水処理過程において主に酸化剤として使用されている。	セルロース、紙パルプの漂白剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。	—
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	消毒副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。	—

水質管理目標設定項目説明資料

平成15年10月10日 厚生労働省健康局長通知、令和7年6月30日改正、令和8年4月1日施行

NO	項目	目標値	区分	説明	主な用途
15	農薬類	1以下(※)	農薬	水田、畑などで使われる殺虫剤・除草剤などで、各農薬ごとの検出値を各目標値で除した値を合計して、その値が1以下であることを管理目標として定められている。	殺虫剤、除草剤、殺菌剤
16	残留塩素	1mg/L以下	臭気	衛生確保のため、水道法で塩素消毒を行なうことが定められている。	—
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	味覚	主として地質に由来されるもので、硬度が低いと淡白な味となり、高すぎるとしつこい味となる。また硬度が高いと石鹼の泡立ちが悪くなる。	肥料、さらし粉合金、電池
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下 (マンガンとして)	着色	地質や鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがある。	合金、乾電池、ガラス
19	遊離炭酸	20mg/L以下	味覚	水中に溶けている炭酸ガスのことで、適度に含まれていると水にさわやかな感じを与えるが多いと刺激が強くなる。また、水道施設に対し腐食などの障害を生じる原因となっている。	自然由来
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭気	工場排水の混入によって地下水で検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味の原因となる。	脱脂剤、エアゾール
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	一般有機化学物質	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤として添加される有機化学物質である。	オクタン価向上剤、アンチノック剤、溶剤
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味覚	有機物の指標として基準項目の「有機物(TOC)」とは別の測定法により求めた量。水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの消費量として表したものである。	環境由来
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気がほとんど感知できなくなるまで無臭味水で希釈し臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示したものである。	—
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	味覚	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物である。残留物が多いと苦味、渋味などを付け、適度に含まれるとまろやかさを出すとされている。	—

水質管理目標設定項目説明資料

平成15年10月10日 厚生労働省健康局長通知、令和7年6月30日改正、令和8年4月1日施行

NO	項目	目標値	区分	説明	主な用途
25	濁度	1度以下	基礎的性状	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえる。	—
26	pH値	7.5程度	腐食	0～14の数値で表され、pH7が中性で7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。	—
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし 極力0に近づける	腐食	水が金属を腐食させる程度を判断する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなる。	—
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成 される集落数が 2,000以下(暫定)	水道施設の 健全性の指標	有機汚濁の進んだ水域ほど多く検出され、水源汚染の指標とされている。	—
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機 化学物質	ポリビニリデン原料などに使用され、地下水汚染物質として知られている。	ポリビニリデン原料
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下 (アルミニウムとして)	着色	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となる。	アルマイト製品、電線、ダイカスト